

## 美祢市と株式会社丸久との地域活性化包括連携協定

美祢市（以下「甲」という。）と株式会社丸久（以下「乙」という。）は、地域の活性化に向けて幅広い分野において協働の取組を実施するため、以下のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携の下、甲が進める地域活性化に関する施策に対して協働で取り組むことにより、市民の暮らしやすいまちづくりの実現を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地元農林産物・加工品等の販売、六次産業化等に関すること。
- (2) 子ども及び青少年育成に関すること。
- (3) 観光の振興に関すること。
- (4) 健康増進及び食育に関すること。
- (5) 高齢者及び障害者の支援に関すること。
- (6) 地域や暮らしの安全・安心及び災害対策に関すること。
- (7) 環境問題の対策に関すること。
- (8) 市政情報の発信に関すること。
- (9) その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

### （具体的な取組）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するための具体的な取組については、甲乙協議の上、実施するものとする。

### （提携期間）

第4条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも解約の申し出がないときは、1年間有効期間を延長し、その後も同様とする。

### （協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定による取組の実施に当たって知り得た秘密を、甲又は乙の承諾なしに他に漏らしてはならない。

### （疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、解決の方途を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月22日

甲 美祢市  
美祢市長

株式会社丸久



乙 山口県防府市大字江泊1936番地  
株式会社 丸久  
代表取締役社長

田中 康男

